

○ 市町村サービス一覧【佐那河内村】

【注意事項】

- この表は、令和6年10月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和6年10月1日現在
（随時更新中）

番号	制度・行政サービス名	対象・内容	サービス提供に当たっての 留意事項	受領証又は受領カードの提示		問合せ先		備考
				必要	不要	担当課名	電話番号	
1	評価証明書の交付	パートナーと同一住所（同一世帯でなくとも良い）の場合、証明書の申請ができる		○		住民税務課	088-679-2114	
2	公課証明書の交付	パートナーと同一住所（同一世帯でなくとも良い）の場合、証明書の申請ができる		○		住民税務課	088-679-2114	
3	名寄帳の交付	パートナーと同一住所（同一世帯でなくとも良い）の場合、証明書の申請ができる		○		住民税務課	088-679-2114	
4	住民票の写しの交付	パートナーシップ宣誓制度に関わらず、本人又は同一世帯の人は住民票の写しの交付申請ができる			○	住民税務課	088-679-2114	
5	福祉手当の申請	重度身体障がい者等に支給する福祉手当の申請。パートナーシップ宣誓制度に関わらず、同居人であれば申請ができる。			○	健康福祉課	088-679-2971	
6	ほのぼの介護手当の申請・受給	重度心身障がい者等の介護者に支給するほのぼの介護手当の申請・受給。パートナーシップ宣誓制度に関わらず、要件を満たす障がい者等と同居かつ生計を同じくする人であれば申請・受給ができる。			○	健康福祉課	088-679-2971	
7	母子健康手帳の交付	妊婦が来庁できない場合、パートナーシップ宣誓書受領証の提示により、配偶者と同様に代理申請ができる。		○		健康福祉課	088-679-2971	
8	村営住宅及び村特定公共賃貸住宅への入居申し込み	村営住宅及び村特定公共賃貸住宅への入居申し込み（世帯としての申し込み）。ただし、他に収入などの入居要件あり。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示のほか、世帯の収入を証明する書類が必要	○		建設課	088-679-2970	
9	災害時の安否情報の提供について	照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。	パートナーシップ宣誓書受領証の提示	○		総務課	088-679-2113	